

【基本方針】

当院では、人生の最終段階を迎えるご本人及びご家族等に対して、多職種から構成される医療・ケアチームが、適切な説明と話し合いを行い、ご本人の意思決定を基本としそのご本人にとって最もふさわしい医療・ケアを提供することに努めます。

【人生の最終段階における医療・ケアの在り方】

- (1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受けるご本人が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、ご本人による意思決定を基本とした上で、人生の最終段階における医療・ケアを進めるものとしします。
- (2) ご本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、ご本人が自らの意思をその都度示し伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ、ご本人との話し合いを繰り返していきます。
- (3) ご本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性もあり、ご家族等の信頼できる者も含め、ご本人との話し合いを繰り返していきます。ご本人は、特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことも重要です。
- (4) 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性をもとに慎重に判断していきます。
- (5) 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、ご本人・ご家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行っていきます。
- (6) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本ガイドラインでは対象としません。

【人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続】

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとしします。

(1) ご本人の意思の確認ができる場合

1. ご本人には、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行います。そのうえで、ご本人と医療・ケアチームとの十分な話し合いを行い、ご本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行います。
2. 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じてご本人の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより適切な情報の提供と説明がなされ、ご本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援を行います。この際、ご本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、ご家族等も含めて話し合いが繰り返されます。
3. このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとしします。

(2) ご本人の意思の確認ができない場合

1. ご家族等が本人の意思を推定できる場合は、その推定意思を尊重し、ご本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。
2. ご家族等が本人の意思を推定できない場合は、ご本人にとって何が最善であるかについて、ご家族等と十分に話し合い、ご本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。ご本人の時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行っていきます。
3. ご家族等がいない場合及びご家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、ご本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。
4. このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておきます。

(3) 多職種および複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記(1)及び(2)の場合において、方針の決定に際し、

1. 医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
2. ご本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
3. ご家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合等については、複数の専門家からなる話し合いを行い、医療・ケアチーム以外の者を加え、方針等についての検討及び助言を行います。